

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】申請者

住所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ		
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		
電話番号		実 法 人 代 表 者 印	
業種			
従業員数			

【2】保管事業所

微量PCB廃棄物を保有する 事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ		<input type="checkbox"/> その他(下欄に住所記載)								
微量PCB廃棄物を保有する 事業所の名称											
事業所番号又は届出年月日(*)	H		-					平成	年	月	日

【3】申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先

名称(所属)					
担当者氏名					
住所	〒				
電話番号/FAX番号	TEL		FAX		
メールアドレス					

* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条の規定に基づき、毎年6月に東京都知事宛にする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」に記載している事業所番号を記入してください。ただし、この申請を提出する年度において初めて当該届出書を東京都知事宛提出された事業者の方は、届出年月日を記入してください。



【4】経費配分

(単位:円)

助成対象経費		金額欄 (A) *1	微量PCBを含まない 絶縁油を処理する場合 の金額 (B) *2	助成対象額 (A - B) ÷ 2
1	微量PCB絶縁油抜き取り経費			
2	収集運搬経費			
3	処分経費			
4	上記1・2・3に係るその他の経費			
上記1~4の合計 (消費税抜き)				(C)

*1 消費税、地方消費税及び対象外となる経費を除く金額を記載すること。

注) 助成対象外となる経費について

(1) 助成対象外となる収集運搬経費

ア 助成対象物を、保管場所から運び出し車両に積み込むための経費

イ 積み替え保管場所における作業に係る経費及び積み替え保管場所で発生する経費

(2) 助成対象物以外のものの例

分析時の検体用の油、分析時に使用したビンや容器、ウエス等の汚染物など

*2 見積書に「微量PCBを含まない絶縁油を処理する場合」の金額が記載されていない場合は、空欄にすること。

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D)	

※上記(C)に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を(D)に記入

【5】助成対象項目及び助成対象機器の内容

助成対象項目	<input type="checkbox"/> ①電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処分								
	抜き取りを行う電気機器の台数					微量PCB絶縁油の合計油量			*3
	台					ℓ			
	<input type="checkbox"/> ②容器で保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処分								
	ドラム缶		ペール缶		その他		合計油量		
	台		台		台		ℓ		
<input type="checkbox"/> ③微量PCB廃電気機器を処分									
トランス		コンデンサ		リアクトル		変成器		その他	
台		台		台		台		台	
絶縁油抜き取り 又は 廃棄する機器名称		PCB濃度 mg/kg	絶縁油の抜き取り又は廃棄する電気機器の形式等(銘板記載事項を記入してください。)						
			製造者名	型式	製造番号	製造年	容量	油量	重量
1							kVA	ℓ	kg
2							kVA	ℓ	kg
3							kVA	ℓ	kg
4							kVA	ℓ	kg
5							kVA	ℓ	kg

*3 微量PCB絶縁油の合計油量には、絶縁油交換時に発生する、洗浄油を含む。

捨印

【6】 助成金振込先

金融機関名 (カタカナ)												
支店名 (カタカナ)												
銀行番号					支店コード				預金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義 (※) (カタカナ)												
口座番号 (右詰め)												

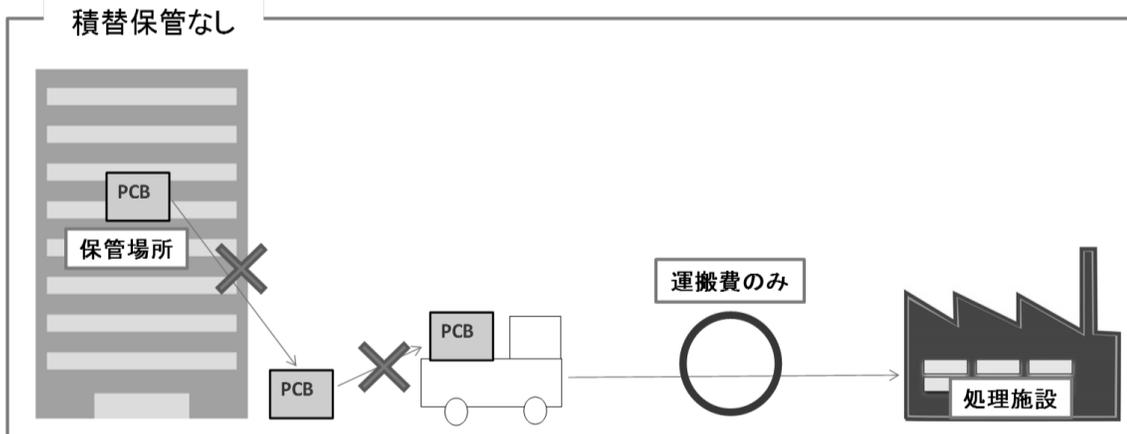
※口座名義は、申請者と同一にしてください。

【7】 添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

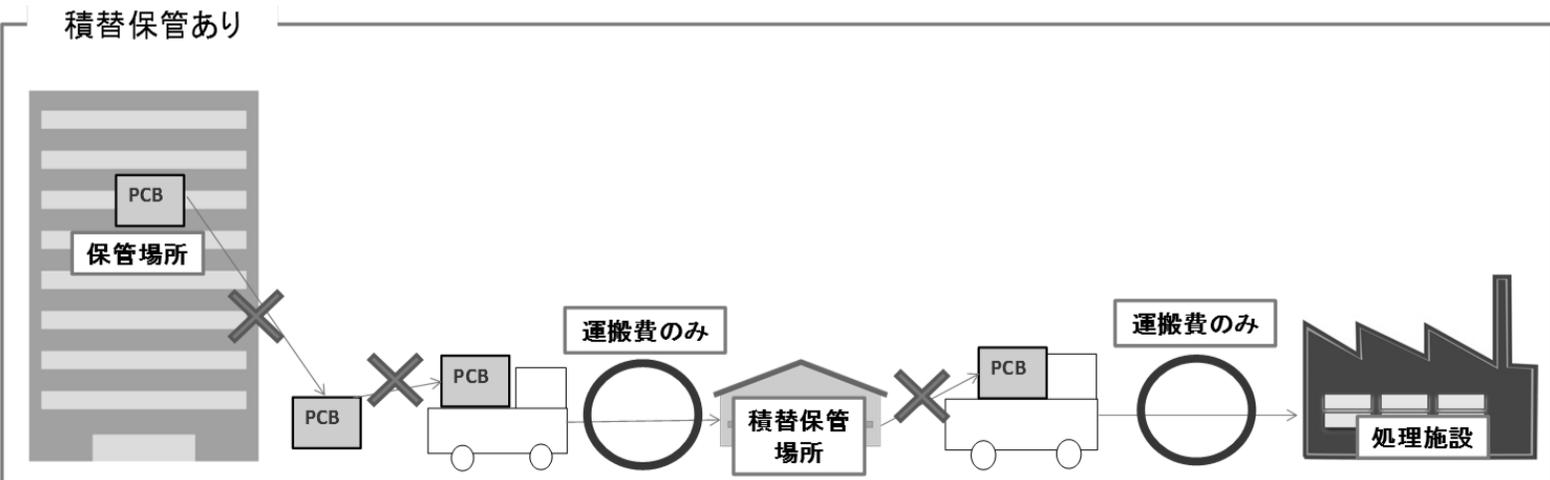
	添付書類	チェック欄
1	助成対象経費に係る見積書の写し(内訳に税抜き金額が記載されたもの)	
2	商業登記又は法人登記の登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合のみ	
3	印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの) ※申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書	
4	計量証明事業者が発行した、微量PCBの濃度を証明する書類	
5	助成対象者である事を証明する書類 (上記2の書類では助成対象者の該当の有無が確認できない場合のみ)	

注 都の分析または処分の助成金交付を申請した者にとっては、前回申請時に提出した、上記2、3の書類が、本申請時においても発行後3箇月以内のものであれば、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記2、3の書類を省略することができる。

【参考】 収集運搬に要する経費のなかで助成対象となる経費



○: 助成対象となります。
×: 助成対象となりません。



※この申請書の用紙は、日本工業規格A列4番としてください。